

「建設業許可申請の手引き」等の改定箇所及び追加内容

【建設業許可申請の手引き】

頁	表題	内容
2	3. 許可の区分 (2) 一般建設業と特定建設業	法改正に伴い、「～建築一式工事の場合は7,000万円以上、それ以外の建設工事の場合は4,500万円以上となる下請契約を締結する者です。」を「～建築一式工事の場合は8,000万円以上、それ以外の建設工事の場合は5,000万円以上となる下請契約を締結する者です。」に修正
9	6. 許可の要件 (1) 適正な経営体制 ※7	「経営経験の年数について、通年にわたり建設工事の経験がない場合は、片落として計算します。例えば、平成20年4月から平成30年10月までを経験期間とする場合は、満10年6ヶ月の経験年数として計算します。」を追記
11	6. 許可の要件 (3) 営業所技術者等	「「営業所技術者等」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。～」を「「営業所技術者等」とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して、専らその業務に従事する者をいいます。～」に修正
12	6. 許可の要件 (3) 営業所技術者等 ※1	「～住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠い距離にあり、常識上通勤不可能な者は認められません。～」を「～住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠い距離にあり、常識上通勤不可能な者は認められません。」に修正
13	6. 許可の要件 (3) 営業所技術者等 ※6	「実務経験の年数について、通年にわたり建設工事の経験がない場合は、片落として計算します。例えば、平成20年4月から平成30年10月までを経験期間とする場合は、満10年6ヶ月の経験年数として計算します。」を追記

21～22	<p>10. 許可申請に必要な書類 (1) 建設業許可申請書類一覧 その他提示・提出書類</p> <p>項目1 経營業務の管理体制 経営経験</p> <p>(注10)の説明文</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分(注10)」に修正 ・「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認します。」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印の確認を行います。」を追記
25	<p>10. 許可申請に必要な書類 (2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認</p> <p>イ 経営経験の確認 (a)</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、「税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)～」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)～」に修正し、「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認します。」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印の確認を行います。」を追記</p>
28	<p>10. 許可申請に必要な書類 (4) 営業所技術者等の常勤性及び資格要件の確認</p> <p>ア 常勤性の確認 ※1</p>	<p>建設業許可事務ガイドラインの改正に伴い、「～また、法人及び個人事業主の被雇用者である者については、上記に代えて、「雇用証明書(指定様式により、申請日から1ヶ月以内の証明日で作成されたものに限る)」の原本提出によることができます。」を追記</p>
34～35	<p>11. 許可を受けた後の変更事項の届出 変更事項届出書類一覧</p> <p>変更事項 1 経営体制 ア 常勤役員等(経營業務の管理責任者)に変更があったとき</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「税務署受付印のある確定申告書控え」を「確定申告書控え(注2)」に修正

	注2の説明文	<ul style="list-style-type: none"> 「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認します。」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印の確認を行います。」を追記
36	11. 許可を受けた後の変更事項の届出 その他提示・提出書類詳細 項目1 経営体制 経営経験 (注3)の説明文	確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、以下のとおり修正。 <ul style="list-style-type: none"> 「税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分(注3)」に修正 「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認します。」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印の確認を行います。」を追記
38	12. 許可を受けた後の注意事項 (3) 下請契約の締結の制限 (法第16条)	法改正に伴い、「～特定建設業の許可を受けた者でなければ下請代金の総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる下請契約は締結できません。」を「～特定建設業の許可を受けた者でなければ下請代金の総額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる下請契約は締結できません。」に修正
47～48	14. 事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)の認可申請に必要な書類 (2) 必要書類一覧 その他提示・提出書類 項目1 経営体制 経営経験	確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、以下のとおり修正。 <ul style="list-style-type: none"> 「税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分(注10)」に修正

	(注10)の説明文	<ul style="list-style-type: none"> 「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認します。」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印の確認を行います。」を追記
52	<p>15. 相続の認可申請に必要な書類 (2) 必要書類一覧 その他提示・提出書類詳細 項目1 経営体制 経営経験</p> <p>(注7)の説明文</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「税務署受付印のある確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書(控)(第一表及び第二表)直近5年分(注7)」に修正 「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認します。」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印の確認を行います。」を追記
55	<p>16. 資料 (1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 項目1 経営体制 経営経験</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、「税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」に修正し、「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印を確認」を追記</p>
56	<p>16. 資料 (1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 項目3 営業所技術者等 常勤性</p>	<p>建設業許可事務ガイドラインの改正に伴い、「雇用証明書」、「※法人及び個人事業主の被雇用者に限る」及び「※指定様式により申請日から1ヶ月以内の証明日で作成」を追記</p>

57	<p>16. 資料 (別紙) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号口該当) 項目1 経営体制 常勤役員等 建設業に関する役員等の経験 建設業以外の役員等の経験</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、「税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」に修正し、「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印を確認」を追記</p>
58	<p>16. 資料 (1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 項目1 経営体制 経営経験</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、「税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」に修正し、「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印を確認」を追記</p>
59	<p>16. 資料 (1-2) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 項目2 営業所技術者等</p>	<p>建設業許可事務ガイドラインの改正に伴い、「雇用証明書」、「※法人及び個人事業主の被雇用者に限る」及び「※指定様式により申請日から1ヶ月以内の証明日で作成」を追記</p>
60	<p>16. 資料 (別紙) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号口該当) 項目1 経営体制 常勤役員等 建設業に関する役員等の経験 建設業以外の役員等の経験</p>	<p>確定申告書類の控えへの收受日付印の押なつの見直しに伴い、「税務署受付印のある確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」を「確定申告書の控え(第一表及び第二表)直近5年分」に修正し、「e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合については、受付日時が印字された電子申告書及び受信通知を確認」及び「令和6年12月以前に書面で申告された確定申告書の控えについては、收受日付印を確認」を追記</p>

69	16. 資料 (5-1) 営業所技術者等の技術者資格・コード一覧表【一般建設業】 基幹技能者	「登録発破・破砕基幹技能者」、「登録ウレタン断熱基幹技能者」、「登録解体基幹技能者」、「登録あと施工アンカー基幹技能者」、「登録計装基幹技能者」、「登録土質改良基幹技能者」、「登録トンネル基幹技能者」及び「登録潜函基幹技能者」を追記
72	16. 資料 【許可】 営業所技術者等の技術者資格・コード一覧【特定建設業】 基幹技能者	「登録発破・破砕基幹技能者」、「登録ウレタン断熱基幹技能者」、「登録解体基幹技能者」、「登録あと施工アンカー基幹技能者」、「登録計装基幹技能者」、「登録土質改良基幹技能者」、「登録トンネル基幹技能者」及び「登録潜函基幹技能者」を追記

【申請書・届出書類の記入例】

頁	表題	内容
40	様式第 22 号の 2	電話番号を変更する場合の記入例を追記

【建設業許可申請書・届出様式】

表題	内容
雇用証明書	建設業許可事務ガイドラインの改正に伴い、新たに様式を追加